


原発立地自治体病院の 災害時勤務規定に関する検討

市立八幡浜総合病院救急部

○越智元郎、川口久美、宮谷理恵

愛媛県 伊方原発



【背景：原子力災害時の義務と権利】

○原子力災害時に「屋内退避」や「避難」の勧告や指示が出た場合に、公務員であり市民でもある病院職員はどのような行動を取るべきか。

- ・自治体職員としての「参集義務」
 - ・入院患者避難や治療継続に人手が必要
 - ・避難指示時に職員を勤務させることができるか
- <事前の話し合いと計画策定を>

【方法】

市立八幡浜総合病院では 2012年、緊急被ばく医療措置マニュアルを改訂するにあたり、**原子力災害時の勤務規定**について院内で協議した。その際の論点について 2013年に再検討し、考察を加えた。

当院の緊急被ばく医療措置マニュアル

(平成24年2月策定)

第4章 入院患者等の緊急避難

4C) 職員の勤務体制と避難

1. 原発重大事故などの情報が流れた段階

- ・情報収集と院内での情報共有に努める。
- ・職員の勤務や宿泊などに関する希望などを受け付ける。

【患者避難と職員の早期離職】

職員の希望への配慮：

以下の職員については、患者避難の進行をみながら 優先的に勤務から離れることができるよう、病院が取りはからう。

- ① 妊娠中の職員
- ② 乳幼児や就学児童などの家族を屋内退避、あるいは遠隔地へ避難させる必要がある場合
- ③ その他、やむを得ない事情がある場合

【論点】

1. 放射線業務従事者の線量限度を遵守
(一般職員についても 従事者の線量限度を上限としてはどうか)
- ・患者避難を遂行
 - ・患者治療や管理を継続

【論点】

2. 実働職員の確保

特に、線量限度の低い女性職員に対して、被ばくの危険性が低い役割（転院先での患者管理など）を設定

3. 院内での被ばく防止策と滞在計画

（備蓄・補給）（エアーフィルター）

【試算】

原子力緊急事態の基準となる空間放射線量と同じ $500\mu\text{Sv/h}$ が病院近くで測定されと仮定、院内での被ばく量を $1/10$ に抑えられるとすると、泊まり込んだ職員の被ばく量は 1.2mSv/日 、線量限度（男 50mSv/年 、妊娠可能年齢の女 5mSv/3ヶ月 ）に到達するまでの猶予は男40日、女4日と計算される。

【具体的方策】

1. 空間線量モニター＋個人線量計の累積被ばく量記録 → 職員避難の決定
・性、年齢別の避難計画
2. 女性職員には搬送介助や搬送先での業務を設定
3. 水・食料の十分な備蓄と補充体制、エアフィルタの設置など

【結 論】

患者のみならず職員を守る視点からの被ばく避難計画が必要である。それにより最大限の職員確保が可能となり、患者避難および避難待機中の患者管理が可能となる。

